

**「個人情報保護条例」の改正に係る「個人情報保護審議会」の
中間取りまとめに対する市民意見とそれに対する考え方**

中間取りまとめ項目	頁	意見要旨	審議会の考え方
全般		異議なし。	利活用に力点は置かれるものの、保護との両立を目指すものであるもので、特段の修正は不要と考えます。
		個人情報の利活用より、その確実な保護を優先する方向で改正すべき。	
		情報漏えいしないよう努めるべき。	
		法改正は地方分権の流れに逆行するとの印象を受けたが、精査してみれば、本来国が定めるべきものを定める適切なものであり、条例改正も適切なものとする。	
2 条例要配慮個人情報について	2	異論ないが、配慮すべきことは、その時代とともに変化するため、何かの節目ごとに検討する必要がある。	ご意見を参考に検討してまいります。
		「条例要配慮個人情報」の想定するものは社会状況の変化によっても様々あり得るだろうから、法 61 条 1 項で常に保護しきれられるのかは、慎重な検討が必要ではないか。	
5 人種、信条及び社会的身分に係る情報の収集制限について	5	特定の人物の情報の隠蔽につながってしまう。人種、信条などの情報も収集すべき。(2件)	これらの個人情報については、現行条例では原則収集禁止としているものです。 「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項で、法に
		日本国内在住の外国籍の子供が教育を受けられていない問題がある。これらの情報収集は必須と考える。	

		<p>不法滞在、偽装難民など、情報収集しないことの弊害を想定しているのか。この部分については削除を求めるが、人種、信条を個人情報保護の一つとして扱うのであれば、「収集に当たっては権利利益を侵害する事のないよう努める」等とするべき。</p>	<p>委任規定が置かれていないものについて条例で定めることは不可」との国の見解もあるので、現行規定を維持するのではなく、その必要性を適正に検討して収集することを定めるものです。</p> <p>したがって、これらの情報を全く収集しないとするものではなく、業務遂行上必要であれば収集することもできます。</p>
		<p>国籍や人種などの情報を保護すれば、外国人犯罪などの情報を得ることが難しくなる。外国人犯罪も増えているので、国籍や人種情報は必要不可欠。日本人への主権侵害を横浜市が容認するような流れは許されない。</p>	
		<p>日頃より、個人情報保護の行き過ぎに懸念を抱いている。情報の収集はあらゆる判断の基盤なので、制限を設けるべきではない。</p>	
		<p>国籍や犯罪の経歴等まで収集してはいけないのだ、と拡大解釈されるおそれがあるので、責務規定は設けるべきではない。(3件)</p>	

		日本にいるウイグル人やウクライナ人を適切に保護する為には、国籍や出身地などの情報が欠かせない。人権に配慮したサポートができるよう適切に情報を把握してほしい。	
		賛成する。	
6 保有する必要がなくなった保有個人情報の廃棄・消去について	6	国に必要性が生じるのを待っている間に個人情報が流出しては大変なので、一定期間が過ぎたら廃棄、消去することを検討してほしい。	国に必要性が生じるのを待って個人情報を保有し続けることはありません。保存年限が経過すれば、廃棄又は消去されることとなります。
8 審議会設置の要否及び審議・報告事項について	8	審議及び報告を廃止するものとしてあげられているものは、プライバシーの保護の要なので、廃止しないでほしい。	「個人情報の取得等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とする国の見解を踏まえ、審議会の関与事項を特にリスクが高いものに限定するものです。審議会では、個人情報の安全管理措置等の策定などの観点から、個人情報保護を図っていきます。
11 行政機関等匿名加工情報の手数料について	14	行政機関等匿名加工情報の活用が、国民生活にどんな影響をもたらすのか楽しみ。	ご期待に添えるよう努力いたします。